一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第３条の２に基づき公告する。
なお、本案件は京都府電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和 8 年 9 月 10 日

精華町長　杉　浦　正　省

1. 概要

案件名	令和8年度 （仮称）精華町打越台防災受援・文化スポーツ施設整備工事（下水道工事）		
履行場所	京都府相楽郡精華町大字北稲八間地内		
内容	【下水道工事】 本管開削工（VUφ200mm）　L＝273．7m 組立マンホール工（1号）　N＝9箇所 マンホール工（小口径塩ビ）　N＝3箇所 舗装復旧工　一式		
履行期間	契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで		
予定価格	￥39，853，000．－　（消費税等込み）		
最低制限価格設定	有		
入札保証金	免除	契約保証金	必要
前払金	有	中間前払金	有
部分払	無	部分払回数	0回
発注担当課	総務部　入札契約室		
入札参加資格要件			
(1) 許可の種類	土木工事業に係る特定建設業又は一般建設業		
(2) 業種	土木一式工事		
(3) 所在地	精華町内に本社・本店を置く者		
(4) 等級等	精華町の等級がA級の者		
(5) 配置予定技術者	土木一式工事に係る主任技術者		
入札参加資格確認にかかる提出書類	(1)一般競争入札参加申請書 (2)一般競争入札参加資格確認資料 ※1		
その他	3．特記事項及び一般競争入札公告共通事項のとおり		

※1．一般競争入札参加資格確認資料として以下の書類を提出すること（各1部）

①配置予定技術者調書

配置を予定している技術者の在籍を証する雇用保険被保険者証等の写し、

資格を証する証書等の写し（主任技術者に該当する実務経験者は工事経歴書）を添付のこと。

②建設業法第3条の建設業許可申請における専任技術者証明書（様式第8号）の写し

③建設業許可通知（証明）書の写し

④経営事項審査結果通知書の写し （手続中の場合は、それを証する書類が必要）

⑤精華町競争入札参加資格審査申請受付票の写し（町外のみ）

2．本契約締結の要件

落札者（共同企業体にあっては構成員のどちらか一方でも）が、入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町または京都府の指名停止措置を受けた場合、または落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとし、また仮契約締結済みの場合であってもその契約は解除する。

3．特記事項

（1）今回同時に公告する下記の2案件について、手持ち工事制限を満たすまでは開札対象とする。

なお、手持ち工事制限を満たした場合、入札書提出済案件については精華町工事等競争入札心得第8条第1項により無効扱いとする。

①令和8年度 （仮称）精華町打越台防災受援・文化スポーツ施設整備工事（下水道工事）

②令和8年度 菅井・菱田線（その1）歩道整備工事

（2）本案件は、「土木一式工事」として手持ち工事にカウントする。

詳細は、一般競争入札公告共通事項の「9.手持ち工事にかかる条件等」をご確認ください。

4．その他周知事項

1．高落札率入札調査の実施について

本町では、建設工事の入札において、落札率が95パーセント以上（ただし、町が算出する最低制限価格の上限値である92パーセントを採用したときは、落札率が97パーセント以上）となった場合は当該入札の落札決定を保留し、積算関係者等に来庁いただき、入札価格の決定等に係る説明を求めることとしております。

また、測量・建設コンサルタント等業務についても、建設工事に準じて説明を求めることとしております。

詳細は、町ホームページに記載している「精華町入札調査監視委員会の設置等に関する要綱」をご確認ください。

2．配置予定技術者調書における在籍証明について

令和7年12月2日より、「配置予定技術者調書」における技術者の在籍証明として健康保険被保険者証が使用できなくなったため、これに代わるものとして、雇用保険被保険者証や住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等の添付が必要となっております。

詳細は、町ホームページに記載している「一般競争入札参加資格確認資料に係る配置予定技術者の確認資料の整理について」をご確認ください。

3．材料費等を記載した内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正法の施行（令和7年12月12日）に伴い、入札金額の内訳書に、材料費、労務費、その他必要経費の内訳を明記する必要があります。詳しくは本町のホームページをご確認ください。

https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/nyuusatu/keiyaku/30875.html

5. 入札手続等

手 続 等	期 間・期 日・期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加申請書等の交付	令和 8 年 9 月 10 日(木) 午前 9 時から 令和 8 年 9 月 18 日(金) 午後 4 時まで	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧	令和 8 年 9 月 10 日(木) 午前 9 時から 令和 8 年 10 月 7 日(水) 午後 2 時まで	共通事項2のとおり
入札参加申請書等の受付	令和 8 年 9 月 17 日(木) 午前 9 時から 令和 8 年 9 月 18 日(金) 午後 4 時まで	共通事項3のとおり
入札参加資格確認結果の通知	令和 8 年 9 月 29 日(火)	電子入札システムによる
質問の受付	令和 8 年 9 月 30 日(水)正午まで	共通事項4のとおり
回答の閲覧	令和 8 年 10 月 2 日(金)	共通事項4のとおり
入　　札	令和 8 年 10 月 6 日(火) 午前 9 時から 午後 6 時まで 令和 8 年 10 月 7 日(水) 午前 9 時から 午後 2 時まで	共通事項5のとおり
開　　札	令和 8 年 10 月 8 日(木) 午前 9 時 00 分	電子入札システムによる

一般競争入札公告共通事項

１　入札に参加する者に必要な資格等

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１７年精華町要綱第９号）に基づく指名停止措置または京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）がなされていないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされている者であること。

（４）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行っていない者であること。

（５）入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。

（６）建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査について、入札参加申請書の提出時点において有効な結果通知を受けている者であること。

（７）入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人または個人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者とし、その雇用期間は入札参加申請書等の受付期間の終期から起算して３か月以上の期間を要する。

（８）配置予定技術者は、予定価格が４，５００万円（建築一式工事にあっては９，０００万円）未満の建設工事に限り、自社の営業所専任技術者であっても可とする。

（９）入札参加申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には複数の候補者を提示することができるが、その場合は全ての候補者が要件を満たしていること。

(10) 精華町暴力団排除条例（平成２３年精華町条例第３０号）第２条第４号に規定する暴力団員等でないこと。

２　入札参加申請書、設計図書等の入手方法等

（１）入札参加申請書等の入手方法

ア　原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ　やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す交付期間の午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除き、交付最終日は午後４時まで。）に、総務部入札契約室へ問い合わせのうえ入手すること。

（２）設計図書等の入手・閲覧方法

ア　原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ　やむを得ず窓口配布を希望する場合は、当該入札参加要件を満たす者に限って後日有償で配布するので、総務部入札契約室に事前に問合せのうえ入手すること。

ウ　閲覧設計図書については、入札情報公開システム及び総務部入札契約室にて公告の日から閲覧に供する。（窓口での閲覧のみ閉庁日及び正午から午後１時を除く。）なお、設計図面については、図面中に記載の縮尺とは差異が生じる可能性がある。

３　入札参加申請

入札に参加を希望する者は、当該公告に示す書類（以下、「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって入札参加の資格確認及び入札を行うこととするが、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

（１）提出方法

ア　電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札業者」という。）は、資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で２メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料を電子化できない場合は、その全部について持参または郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）するとともに、郵送の場合は申請書と別に資格確認資料の目録や書類のページ数及び発送年月日を記載した書類を添付すること。

イ　やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札業者」という。）は、当該公告５．入札手続等に示す入札参加申請書等の受付期間内（午前１１時３０分から午後１時までを除く。）に資格確認資料及び紙入札方式参加承諾願を持参すること。

（２）その他

ア　入札参加申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は申請者の負担とする。

イ　提出書類はＡ４版で作成すること。

ウ　提出された書類は返却しないものとする。

エ　提出された書類は本町において無断転用することはない。

オ　申請書等の書類に虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。

４　入札参加申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問等

（１）入札参加申請書及び資格確認資料に関する質問は、電話等による問い合わせを随時受け付ける。（閉庁日及び正午から午後１時を除く。）

（２）設計図書等に関する質問については、指定の様式に記入し、当該公告に示す期限までに総務部入札契約室まで電子メールで提出すること。（電話等口頭によるもの、郵送等によるものは受け付けない。）

（３）設計図書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日までに入札情報公開システムにおいて掲載する。

５　入札手続等

（１）入札書等の提出方法

ア　電子入札業者は、入札期間内に電子入札システムにより入札書及び、当該公告案件にかかる積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。なお、内訳書の容量が総量で２メガバイトを超える場合は、総務部入札契約室に持参または郵送（入札期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）するとともに、入札書に内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日を記載した書類を添付すること。

イ　紙入札業者は、入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に総務部入札契約室へ入札書及び内訳書を提出（必着）すること。

ウ　提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

（２）入札書に記載する金額

ア　入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。また、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

イ　入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とする。なお、千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

ウ　入札書に記載する金額は、内訳書の合計金額（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

（３）内訳書の記載

ア　内訳書の様式は自由とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付する金抜設計書の項目に一致（仕訳表は不要）させ、合計金額（消費税等込み）は、予定価格以下で作成すること。また、複合工事の内訳書にあたっては、構成する単体工事ごとの内訳書の合計金額（消費税込み）を、予定価格以下で作成すること。

イ　内訳書には、電子、紙の提出方法の別によらず、案件名、社名、代表者名を記載し、紙媒体で提出の場合は代表者印を押印のこと。

ウ　内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　入札に参加する資格のない者の行った入札

イ　入札参加申請書等に虚偽の記載した者や提出しなかった者の行った入札

ウ　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

エ　代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札

オ　その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

カ　金額、氏名、その他重要な部分の誤脱もしくは不明な入札書または金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

キ　開札の日時において有効な内訳書を提出しなかった入札及び内訳書の記載がない入札

ク　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札

ケ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者またはその疑いのある者の行った入札

コ　予定価格が事前公表された入札においては、予定価格を超える価格での入札

サ　他人の名前または他の商号が記載された内訳書を提示、または提出した者の行った入札

シ　入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札

ス　その他、入札に関する条件に違反した者の行った入札

（５）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出

する場合は、紙入札の場合は入札書を持参するまで、電子入札の場合は入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。

（６）契約の手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨

（７）持参による入札

ア　入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、案件名及び入札書が在中している旨を記載し、発注者あての親展とする。

イ　表封筒の中には「入札書」と記載した中封筒、「内訳書」と記載した中封筒を入れる。

ウ　「入札書」と記載した中封筒には入札書を入れ、封印等の処理をする。

エ　「内訳書」と記載した中封筒には内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

オ　提出された入札書の書き換え、引き換えおよび撤回はできない。

６　入札保証金

免除する。

７　契約保証金

落札者は、予定価格が５００万円以上の工事については、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約権者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

８　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収する。

精華町暴力団排除条例（平成２３年精華町条例第３０号）第１０条第５項の規定による「誓約書」を契約締結と同時に提出しないため契約しない場合も同様とする。

９　手持ち工事にかかる条件等

本町発注の建設工事、緊急工事及び除草業務委託については、手持ち工事（同時に請け負うことができる同種工事）を１つまでとしているため、本入札参加申請書の受付期限日において手持ちの工事がある者（共同企業体にあってはその代表者（親））については、本入札に参加することはできない。（共同企業体の場合、構成員（子）となることは可とする。）

よって、当該入札執行時点までに別の入札により工事を落札または契約し、手持ちの同種工事を有した場合は、一般競争入札参加資格確認通知（入札通知）を受けている場合であっても当該入札に参加することはできない。ただし、災害復旧工事（予定価格が３，０００万円未満のものに限る。）については、手持ち工事の１つに数えない。

10　契約書の作成

落札者の決定後、本町において作成する。

11　支払条件

（１）前払金

前払金の対象は予定価格が１３０万円以上の工事とする。前払金は請求があった場合、契約金額の４割以内の金額を前払いする。ただし、１万円未満の額については支払わないものとする。

（２）中間前払金

中間前払金は請求があった場合、精華町公共工事の前金払に関する取扱い要綱（昭和６０年精華町要綱第５号）に従い、契約金額の２割以内の金額を中間前払いする。ただし、１万円未満の額については支払わないものとする。

（３）中間前金払と部分払の選択

精華町公共工事の前金払に関する取扱い要綱の定めるところによる。

12　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書及び仕様書を熟読し、精華町工事等競争入札心得を遵守すること。

（２）電子入札業者にあっては、精華町公共工事等電子入札運用基準を遵守すること。

（３）入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。

（４）提出された資料については、個人の住所、本籍地以外は公表の対象とします。（ただし、雇用関係を示す書類については、氏名以外の個人情報は開示しません。）

（５）現場代理人については、当該法人または個人と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。

（６）予定価格に対して、著しく低い金額で応札が行われた場合は、独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定されている不当廉売の疑いがあるものとして、公正取引委員会に報告することがある。

（７）予定価格が５，０００万円以上の工事請負契約は、精華町議会の議決を必要とするため、精華町契約規則（平成１５年精華町規則第２８号）第１２条に基づき仮契約を締結する。したがって当該契約は精華町議会の議決を得た後に成立する。ただし、地方公営企業法の全部が適用される公営企業（水道事業及び公共下水道事業）の工事請負契約は、精華町議会の議決を必要としない。

（８）落札者は、入札参加申請時に記載した配置予定技術者を当該案件に配置しなければならない。ただし、疾病、死亡または退職等の特別な理由がある場合は、この限りでない。

（９）京都府入札情報公開システムのＵＲＬ

https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/

(10) 京都府電子入札システムのＵＲＬ

https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/

(問い合わせ先)

精華町役場 総務部 入札契約室

電話番号　（０７７４）９５－１９３５

ＦＡＸ番号　（０７７４）９３－２２３３

メールアドレス　nyusatsu@town.seika.lg.jp